第１回
地方分権改革の推進に向けた研究会

資料２

事務局説明資料

1．地方分権改革のこれまでの経緯

内閣	地方六団体の活動	地方分権の歩み	
宮澤内閣（H3.11～H5.8） 細川内閣（H5.8～H6.4） 羽田内閣（H6.4～H6.6） 村山内閣（H6.6～H8.1） 橋本内閣（H8.1～H10.7） 小渕内閣（H10.7～H12.4）	H6.9　地方分権の推進に関する意見書 H7.2　地方分権の推進に関する緊急要望 H7.8　地方分権推進本部設置 H12.2　地方分権推進体制の維持に関する緊急要望	H5.6　地方分権の推進に関する決議（衆参両院） H7.5　地方分権推進法成立 H7.7　**地方分権推進委員会発足（委員長：諸井虔）（～H13.7）** ※H15.12第1次～H10.11第5次勧告 H11.7　地方分権一括法成立	第1次分権改革
森内閣　（H12.4～H13.4） 小泉内閣（H13.4～H18.9）	H15.5　三位一体の改革に関する緊急決議 H17.12「三位一体の改革」に関する政府・与党合意に対する声明 H18.1　新地方分権構想検討委員会発足（委員長：神野直彦） H18.6　地方分権の推進に関する意見書	H13.7　地方分権改革推進会議発足（議長：西室泰三） H14.6～17.6　骨太の方針（閣議決定）（毎年） ⇨ **三位一体改革(国庫補助負担金改革、税源移譲、交付税改革)**	
安倍内閣（H18.9～H19.9）（第１次） 福田内閣（H19.9～H20.9） 麻生内閣（H20.9～H21.9） 鳩山内閣（H21.9～H22.6） 菅内閣　（H22.6～H23.9） 野田内閣（H23.9～H24.12） 安倍内閣（H24.12～）（第２次、第３次、第４次）	H18.11　新地方分権構想検討委員会最終報告 H19.1　地方分権改革推進本部設置 H23~　法制化後の「国と地方の協議の場」における協議 H26.8　農地制度のあり方について（提言） H26~　提案募集方式への提案 農地転用許可に係る権限移譲 地方版ハローワークの創設 放課後児童クラブに係る「従うべき基準」の見直し H29.7　全国知事会 地方分権に関する研究会　報告書 H29.11　全国知事会 憲法における地方自治の在り方検討WT　報告書	H18.12　地方分権改革推進法成立 H19.4　**地方分権改革推進委員会発足（委員長：丹羽宇一郎）（～H22.3）** ※H20.5第1次～H21.11第4次勧告 H23.4　国と地方の協議の場法成立 H23.4　第１次一括法成立（義務付け・枠付けの見直し） H23.8　第２次一括法成立（義務付け・枠付けの見直し、都道府県から市町村への権限移譲） H25.3　**地方分権改革推進本部発足（本部長：内閣総理大臣）** H25.4　**地方分権改革有識者会議発足（座長：神野直彦）** H25.6　第３次一括法成立（義務付け・枠付けの見直し、都道府県から市町村への権限移譲） H26.5　第４次一括法成立（国から地方、都道府県から指定都市への権限移譲） H26.6　「地方分権改革の総括と展望」取りまとめ H27.6　第５次一括法成立（義務付け・枠付けの見直し、国から地方、都道府県から指定都市等への権限移譲） H28.5　第６次一括法成立（同上） H29.4　第７次一括法成立（義務付け・枠付けの見直し、都道府県から指定都市等への権限移譲） H30.6　第８次一括法成立（義務付け・枠付けの見直し、国から地方、都道府県から中核市への権限移譲） R元.5　第９次一括法成立（義務付け・枠付けの見直し、都道府県から中核市への権限移譲）	第2次分権改革

地方分権改革のこれまでの成果

第１次地方分権改革

地方分権一括法の概要（H11.7成立、H12.4施行　475本の法律を一括して改正）等
○機関委任事務制度（知事や市町村長を国の機関と構成して国の事務を処理させる仕組み）**の廃止と事務の再構成**
○国の関与の新しいルールの創設（国の関与の法定化等）
○権限移譲　例：農地転用（２～４ha）の許可権限（国→都道府県）　**等**

第２次地方分権改革

１．地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）（第１次・第２次・第３次一括法等）
例：施設・公物設置管理の基準　公営住宅の入居資格基準及び整備基準、道路の構造の技術的基準、保育所の設備及び運営に関する基準
協議、同意、許可・認可・承認　三大都市圏等における都道府県の都市計画決定に係る大臣同意協議の廃止

２．事務・権限の移譲等（第２次・第３次・第４次一括法等）

（１）国から地方
例：①看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等、②商工会議所の定款変更の認可、③自家用有償旅客運送の登録・監査等

（２）都道府県から市町村
例：①未熟児の訪問指導等（都道府県→市町村）、
②三大都市圏の既成市街地等に係る用途地域等の都市計画決定（都道府県→市町村）、③病院の開設許可（都道府県→指定都市）、
④都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に関する都市計画の決定（都道府県→指定都市）

３．国と地方の協議の場（H23.4「国と地方の協議の場に関する法律」成立）

提案募集方式による取組（H26～、第５次・第６次・第７次・第８次・第９次一括法等）
個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、実現・対応
例：【これまでの懸案が実現したもの】農地の総量確保のための仕組みの充実及び農地転用許可の権限移譲（４ha超：国→都道府県）、新たな雇用対策の仕組み（地方版ハローワーク等）等
【地域の具体的事例に基づくもの】小規模な給水区域の拡張による水道事業の変更許可又は届出に係る水需要予測の簡素化
【地方創生、人口減少対策に資するもの】病児保育事業に係る看護師等配置要件の趣旨の明確化

（内閣府地方分権改革推進室ホームページ資料を基に作成）

３－１．国の政策決定プロセスへの地方の関与（国と地方の協議の場）

国と地方の協議の場に関する法律の概要

平成23年5月
内閣府地域主権戦略室

概要

① 構成・運営
・議員
国　：内閣官房長官、特命担当大臣、総務大臣、財務大臣、内閣総理大臣が指定する国務大臣
《議長・議長代行を内閣総理大臣が指定》
地方：地方六団体代表（各１人）《副議長を互選》
・臨時の議員
議員でない国務大臣、地方公共団体の長・議会の議長
・内閣総理大臣は、いつでも出席し発言可

② 協議の対象
次に掲げる事項のうち重要なもの
・国と地方公共団体との役割分担に関する事項
・地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項
・経済財政政策、社会保障・教育・社会資本整備に関する政策その他の国の政策に関する事項のうち、地方自治に影響を及ぼすと考えられるもの

③ 招集等
・内閣総理大臣が招集（毎年度一定回数。臨時招集も可）
・議員は内閣総理大臣に対し招集を求めることが可

④ 分科会
分科会を開催し、特定の事項に関する調査・検討が可能

⑤ 国会への報告
議長は、協議の場の終了後遅滞なく、協議の概要を記載した報告書を作成し、国会に提出

⑥ 協議結果の尊重
協議が調った事項については、議員・臨時の議員は、協議結果を尊重しなければならない

イメージ

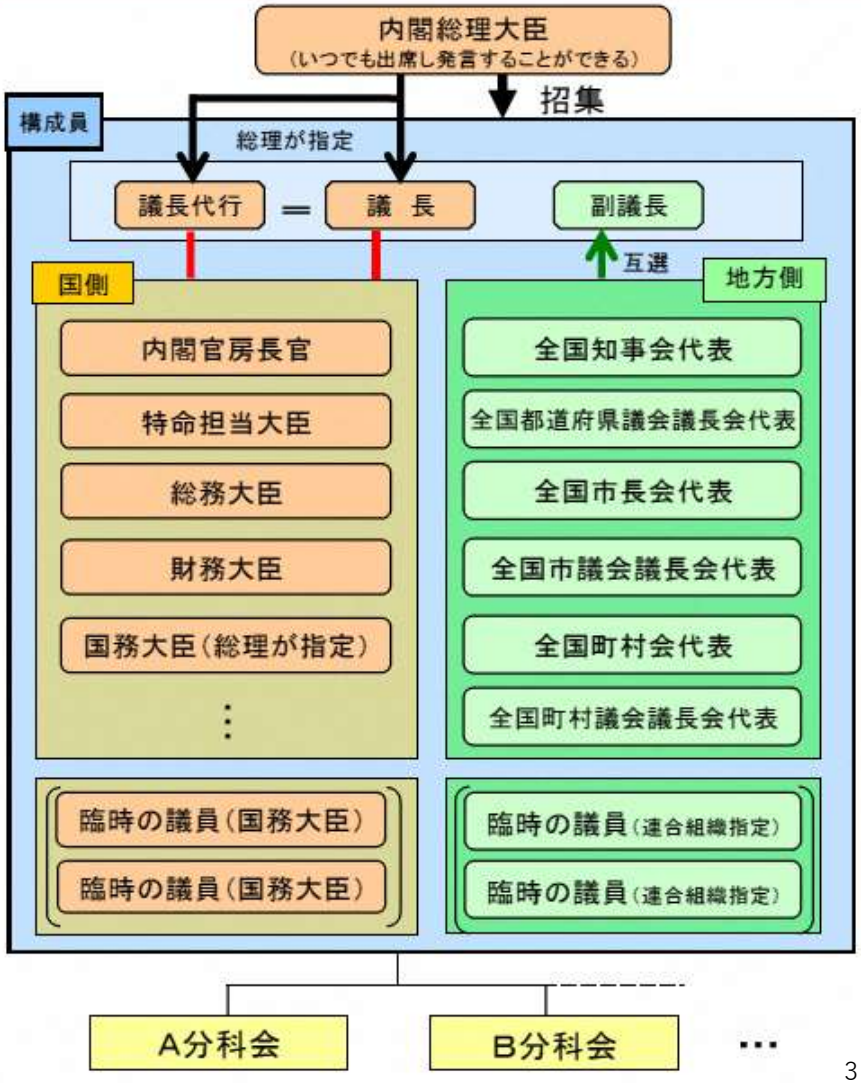

※分科会については、協議の場に諮って定める

３－２．国の政策決定プロセスへの地方の関与（事前情報提供制度、意見具申権）

意見具申権

地方六団体は、地方自治に影響を及ぼす法律又は政令その他の事項に関し、総務大臣を経由して内閣に対し意見を申し出、又は国会に意見提出することができるとされている。

一方、内閣は、地方六団体から意見の申出を受けたときは、遅滞なく回答するよう努めるものとし、当該意見が地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付けると認められる国の施策の場合、遅滞なく回答することとされている。

【根拠条文】地方自治法第２６３条の３第２項～第４項
※　平成５年　地方自治法改正

意見する際の事前の情報提供を担保

事前情報提供制度

各大臣は、地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付けると認められる施策の立案をしようとする場合、地方六団体に対して当該施策の内容となるべき事項を知らせるために適切な措置を講じるものとする。

【根拠条文】地方自治法第２６３条の３第５項
※　平成１８年　地方自治法改正

＜参考＞地方自治法

第２６３条の３　都道府県知事若しくは都道府県の議会の議長、市長若しくは市の議会の議長又は町村長若しくは町村の議会の議長が、その相互間の連絡を緊密にし、並びに共通の問題を協議し、及び処理するためのそれぞれの全国的連合組織を設けた場合においては、当該連合組織の代表者は、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

②　前項の連合組織で同項の規定による届出をしたものは、地方自治に影響を及ぼす法律又は政令その他の事項に関し、総務大臣を経由して内閣に対し意見を申し出、又は国会に意見書を提出することができる。

③　内閣は、前項の意見の申出を受けたときは、これに遅滞なく回答するよう努めるものとする。

④　前項の場合において、当該意見が地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付けると認められる国の施策に関するものであるときは、内閣は、これに遅滞なく回答するものとする。

⑤　各大臣は、その担任する事務に関し地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付けると認められる施策の立案をしようとする場合には、第二項の連合組織が同項の規定により内閣に対して意見を申し出ることができるよう、当該連合組織に当該施策の内容となるべき事項を知らせるために適切な措置を講ずるものとする。

４－１．提案募集方式の導入

地方分権改革に関する提案募集

地方公共団体等から改革に関する提案を広く募集し、地方の発意に根差した新たな地方分権改革の取組を推進します。

提案の対象

○地方公共団体への事務・権限の移譲
・出先機関だけでなく、本府省の事務・権限も対象

○地方に対する規制緩和（義務付け・枠付け及び必置規制の見直し）
・法定受託事務に関するもの、政省令、補助要綱等に基づくものについても対象

※いずれも全国的な制度改正に係る提案が対象
（選択的な移譲「手挙げ方式」とする提案も対象）

提案に当たっての留意事項

○全庁的な議論を行い、制度改正の効果や具体的な支障事例を明示して提案

○これまでの閣議決定において改革の具体的な取組方針が定められている事項等については、その取組の方向性を十分踏まえて提案（それと異なる提案を提出する場合、理由を明記）

地方公共団体等

○経済団体、各種関係団体、ＮＰＯ、職員グループなどからの意見も提案に反映できるように努める

○複数団体の共通課題について、共同提案を推奨

積極的に相談しよう

そうだ！こんなアイデアはどうかな

・似たような仕事が国と地方に分かれていて事務手続が非効率だな…

・まちの特色・独自性を踏まえた住民サービスを提供するようにできないかな…

・地域ぐるみで協働できないかな…

事前相談 →

提案 →

← 回答

見解提出 →

○提案内容、やりとり、調整結果は内閣府ホームページに掲載

○実現しなかった提案は、提案主体及び関係府省の意見等を公表

国

＜事前相談・提案の受付＞

○内閣府は、提案に向けた相談に応じ、提案を受け付け

＜提案を受けた対応＞

○内閣府が、実現に向けて関係府省と調整

○関係府省の回答、それに対する提案団体からの見解の提出というやりとりを重ねる

○地方六団体からも意見聴取

○特に重要な提案は、有識者会議又は専門部会で、集中的に調査・審議

○対応方針について、地方分権改革推進本部決定及び閣議決定の上、所要の法律案を国会に提出

更なる規制緩和、権限移譲等を推進し、個性を活かし自立した地方へ

（内閣府地方分権改革推進室ホームページ資料を修正）

提案募集方式の５年間の成果等

提案数・提案への対応状況

- 提案募集方式を開始した平成26年から平成30年までの間、**2220件**の提案。
- そのうち関係府省と調整を行った**1354件**について、提案が実現するなど対応できるものの割合は**約7割**（**1011件**）。
- これまで、幅広い分野にわたる、住民に身近な課題に係る提案について、きめ細かく実現。また、権限移譲については、移譲する事務・権限の性質等に応じて、「手挙げ方式」を活用。

提案団体

- 提案団体数については、増加傾向。平成26年から平成30年までの間、全ての都道府県から提案があり、特に市区町村からの提案の増加が大きい。
  ・提案市区町村の数：（H26）68団体　⇒　（H30）256団体
- 市区町村についてみると、各年の初提案市区町村は、平成27年以降、増加傾向であり、提案募集方式を導入して5年目にあたる平成30年に初めて100団体を超えた。
  このことから、提案市区町村の累計は、これまで着実に増加してきており、平成26年から平成30年の提案市区町村の累計は369団体となった。

（第36回地方分権改革有識者会議・第89回提案募集検討専門部会合同会議資料から抜粋）

農地転用許可に係る権限移譲等について（概要）

農地の総量確保のための仕組みの充実

○国と地方が政策目標を共有し、相互に協力して実効性のある目標管理の仕組みを構築
・地域における農地の実情を反映（市町村の参画）
→市町村の意見聴取手続きの創設　など

（○上記のほか、「対応方針」（平成27年1月30日閣議決定）において、国と地方の十分な議論を担保するため、国・都道府県・市町村の協議の場を設定することなどを盛り込み）

農地転用許可の権限移譲等

○農地転用許可に係る事務・権限は、農地を確保しつつ、地域の実情に応じた主体的な土地利用を行う観点から、地方に移譲等
・2～4haの農地転用に係る国協議は廃止
・4ha超の農地転用に係る事務・権限は、国との協議を付した上で、都道府県（下記の指定市町村にあっては、当該指定市町村）に移譲
・農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村に都道府県と同様の権限を移譲

（○上記のほか、「対応方針」において、権限移譲に当たり、事例集の作成など制度の適正な運用に資する支援を行うことなどを盛り込み）

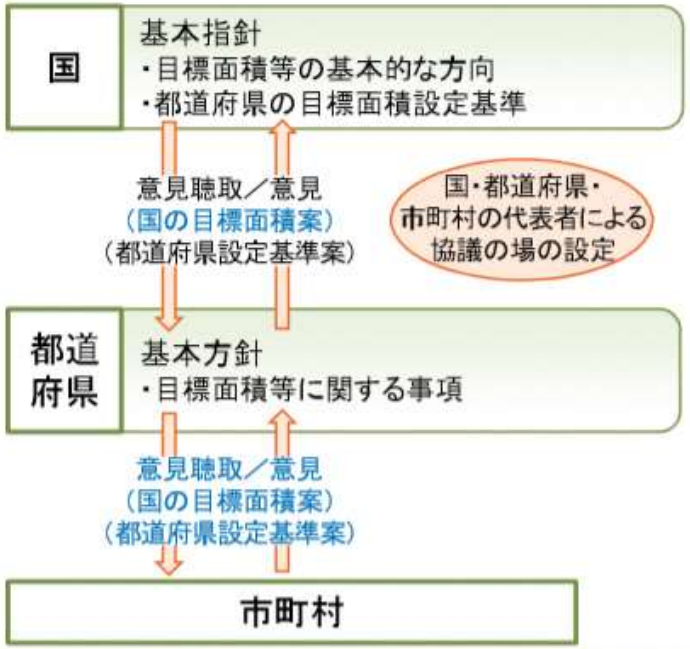

〔青字は、今回の改正内容を記載〕

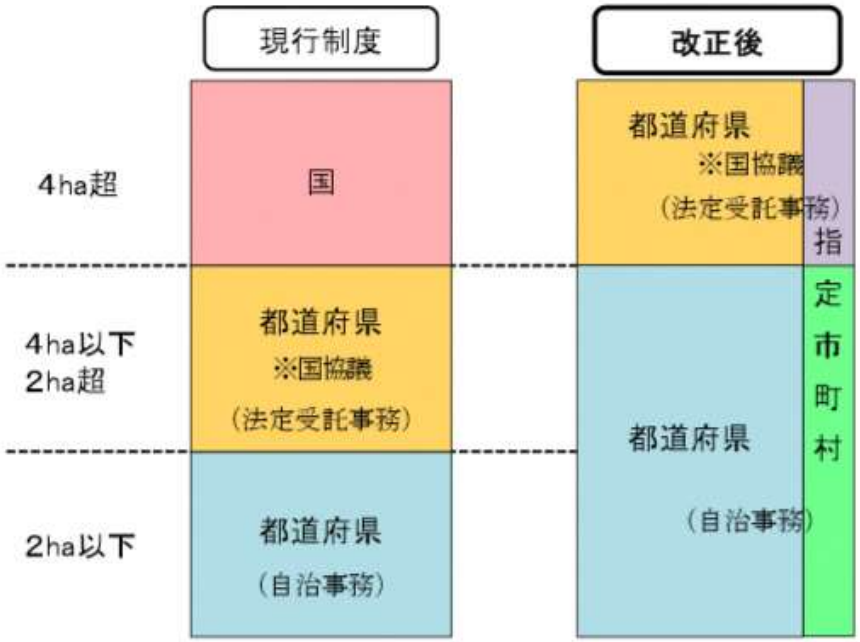

（内閣府地方分権改革推進室資料（第５次地方分権一括法の概要）より抜粋）

地方版ハローワークの創設（職業安定法）

◇ 地方公共団体が**民間事業者とは明確に異なる公的な立場**で無料職業紹介を実施
⇒法律上、地方公共団体が行う無料職業紹介を**独立した章に位置づけ**
⇒地方公共団体が無料職業紹介を行う際の**国への届出を廃止**
⇒ 民間事業者と同列に課されている**規制※（職業紹介責任者の選任等）や監督（事業停止命令等）を廃止**
※利用者保護の観点から、名義貸しをして他人に無料職業紹介事業を行わせることは引き続き禁止

（改正前）

	国の許可	国の規制・監督
国（ハローワーク）	―	―
無料職業紹介事業者（地方公共団体含む）	○（地方は届出）	○

（改正後）

	国の許可	国の規制・監督
国（ハローワーク）	―	―
地方公共団体（地方版ハローワーク）	―※	×
無料職業紹介事業者	○	○

※国に通知（事後で可。地方版ハローワークの設置状況の把握や国による支援のため）

◇ 無料職業紹介を行う地方公共団体に対し、**国のハローワークの求人情報及び求職情報をオンラインで提供**

地方公共団体が国のハローワークを活用する枠組み（雇用対策法）

◇ 国と地方公共団体は、雇用に関する施策について、**協定の締結**や同一施設における**一体的な実施**などにより連携
◇ 労働者の職業の安定に関する必要な措置の実施について、**地方公共団体の長から厚生労働大臣に要請**が可能

地方版ハローワーク設置事業所数　810所（397自治体）　（平成31年3月末現在）

（内閣府地方分権改革推進室資料（第６次地方分権一括法の概要）より抜粋・加筆）

放課後児童クラブの「従うべき基準」の参酌基準化

福祉分野を中心に多用される「従うべき基準」の支障事例を調査（平成２８年１２月）
⇒ **放課後児童クラブの「従うべき基準」に関して支障が最多（２１７自治体）**

【参考】放課後児童クラブの支援員の資格要件・配置要件に起因する支障の代表例

◎人材の確保が極めて困難。特に、高齢化の進んだ中山間地域において、放課後児童クラブの設置案があっても人材確保の面で頓挫してしまう。（開設時に支援員として配置できる要件を備えた人がいない）

◎利用児童の多い時間帯に多くの職員を配置して支援を手厚くしたいが、常時２人以上を限られた財源と人材の中で配置するため、児童４０人の時間帯も児童１人の時間帯も同じ２人での運営となっている。

執行三団体が共同提案（平成２９年提案募集） ※ 平成２９年　放課後児童クラブに関する提案　８件

平成２９年度第２回　国と地方の協議の場（平成２９年１０月２６日開催）

全国知事会、全国市長会、全国町村会の各会長が見直しを求めた

第７１回　提案募集検討専門部会（平成３０年５月１１日開催）

高知県知事、江別市長、蔵王町長が出席して集中審議を行った

放課後児童クラブの支援員の資格要件・配置要件の参酌基準化（R2.4.1施行）

（地方自治確立対策協議会（地方六団体）地方分権改革推進本部事務局資料を基に作成）

５－１．「従うべき基準」の見直し

放課後児童クラブに係る「従うべき基準」の見直し（第9次地方分権一括法）

全国知事会を始め多くの地方公共団体が見直しを提案していた放課後児童クラブの「従うべき基準」について、第9次地方分権一括法により参酌基準化の法改正及び省令改正が行われた（令和2年4月より施行）

依然として福祉分野を中心に施設等の面積、有資格者の人員配置などに関する基準が「従うべき基準」とされ、地域の実情に応じた施設等の設置促進や適正な運営の確保に支障が生じているため、速やかに「従うべき基準」を廃止し、「参酌すべき基準」等へ見直す必要がある

福祉分野における主な「従うべき基準」

【児童福祉法】
・指定障害児通所支援事業：児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準
・児童福祉施設：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

【認定こども園法】
・幼保連携型認定こども園：幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準

【介護保険法】
・指定居宅サービス事業：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
・指定地域密着型サービス事業：指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

【障害者総合支援法】
・指定障害福祉サービス事業：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

【医療法】
・病院及び療養病床を有する診療所：医療法施行規則

５－２．提案募集方式における「従うべき基準」の提案

○　第2次勧告のメルクマールや第3次勧告における義務付け・枠付けの見直しの具体的方針が十分に機能していない。特に、福祉分野の施設の職員の資格基準、配置基準、面積基準を中心に「従うべき基準」が多用されている。

全国一律の「従うべき基準」による支障が起因となって多くの自治体から提案

＜平成26年から令和元年までの福祉分野における「従うべき基準」に関する提案＞

年	件数	主な提案内容
平成26年	59件	・保育所の居室等の面積、保育士の配置、児童福祉施設における食事提供方法にかかる「従うべき基準」の見直し ・小規模多機能型居宅介護（地域密着型サービス）の人員、設備及び運営に係る「従うべき基準」の見直し
平成27年	8件	・訪問看護ステーションの開業要件の緩和　・サービス付き高齢者向け住宅の要件緩和 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護の普及に向け、オペレーターの資格要件の緩和
平成28年	12件	・サテライト型養護老人ホームの設置基準の見直し　・　保育所の人員配置基準の「参酌すべき基準」への見直し ・幼保連携型認定こども園における園庭の位置及び面積に関する「従うべき基準」の参酌化
平成29年	23件	・放課後児童健全育成事業に係る「従うべき基準」の参酌化等　・保育所等の人員配置基準の緩和 ・医療型児童発達支援における医師の常勤要件の緩和　・訪問介護のサービス提供責任者の人員に関する基準緩和
平成30年	10件	・福祉型児童発達支援センターにおける従業員及び員数の基準緩和　・児童養護施設の保育士配置の基準緩和 ・家庭的保育事業等の施設及び運営に関する基準の見直し　・放課後児童支援員の資格取得制度の見直し
令和元年	7件	・福祉型児童発達支援センターにおける従業員及び員数の基準の見直し ・指定小規模多機能型居宅介護における登録定員超過時の介護報酬減算の基準緩和

⇒多くの提案に対して、関係府省は質・最低水準の確保等を理由に対応が困難と回答